

## 東北地方太平洋沖地震の被災者への民営借家等の無償提供について

### 【住宅を無償提供して被災者を支援しようとする皆様へ】

#### ★ 現在、広島県では

- 民営借家の無償提供については、(社)広島県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会広島県本部の会員の不動産会社が窓口となり、両協会に情報のとりまとめをしていただくようお願いしています。
- 両協会にとりまとめていただいた情報を、県のホームページに掲載して、被災者の方に情報提供することとしています。

#### ★ 住宅を無償提供して被災者を支援しようとする皆様は次により情報提供をお願いします。

- ① まず、不動産会社等にご相談ください。  
(どちらかの団体に所属している不動産会社等に限ります。)
- ② 不動産会社から、どちらかの団体を通じて、県に情報が伝達されます。
- ③ 県がいただいた情報をホームページに掲載します。

※ 協会から全ての会員企業に連絡されるまで、時間がかかる場合がありますので来週の半ばくらいを目途にご相談してください。

問い合わせ先：(社)広島県宅地建物取引業協会 082-243-0011  
(社)全日本不動産協会広島県本部 082-241-7696  
(広島県住宅課：直通 082-223-3436 担当 猪野, 山田)

#### ※ 県営住宅の無償提供と異なる点がありますので、注意してください。

- 県が行うことは、家主様が提供する住宅の情報提供のみです。  
入居者の斡旋、仲介、保障等を行いませんので、ご了解ください。  
連絡先は、家主様又はお世話をされる不動産会社としてください。
- 県営住宅の場合、物品の無償貸与等がありますが、民営借家は対象としていません。
- 無償貸与を行っても、家賃補填等の補助は行いません。  
県が借り上げることもしていません。
- 有償の(家賃が必要な)借家の紹介は行っていません。